

○松本市自殺予防対策推進協議会設置要綱

平成21年11月4日

告示第591号

(目的)

第1条 この要綱は、自殺予防対策事業の推進を図るため、松本市自殺予防対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 自殺予防対策推進計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 自殺予防対策に関する調査及び分析に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺予防対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 産業関係者
- (4) 地域関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康づくり課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年11月10日から施行する。

附 則(平成25年3月31日告知第153号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。